

役員及び評議員の費用弁償及び報酬に関する規定

(目的)

第1条 この規定はうるま福祉会役員及び評議員に対する費用弁償及び報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 当福祉会の役員が、その職務のため出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前条の旅費の支給方法は、うるま福祉会旅費規程に準ずるものとする。

(報酬)

第3条 役員及び評議員が理事長の招集に応じ、理事会あるいは評議員会に出席したときは、1日につき8,000円を支給する。

2 監事が会計監査のため出席したときは、1日につき10,000円を支給する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。